

職業安定法等を起点とする関係機関等が連携した削除要請の実効的な実施

- **厚生労働省**において、職業安定法第5条の4に基づき、求人者に対し、広告等により募集情報を提供するときは、①労働者の募集を行う者の氏名又は名称、②住所（所在地）、③連絡先、④業務内容、⑤就業場所、⑥賃金を明示することを求める。

※ フリーランス・事業者間取引適正化法第12条に基づく的確表示の対象となる募集情報についても、同様の解釈を示す。



- **総務省**が作成する、SNS事業者が削除基準を策定する際に参考とするガイドラインにも、①～⑥の情報の不記載を法令違反のケースとして位置付けることにより、SNS事業者による削除等の適切な対応を促進。
- ①～⑥の情報の記載の有無により、違法情報か否かの判断が容易になり、警察庁から委託されたインターネット・ホットラインセンターからの的確な削除要請が可能。

求人メディア等を悪用して行われる「闇バイト募集」の防止・排除

犯罪対策閣僚会議において決定された「総合対策」や「緊急対策」等に基づき取組を実施。

雇用仲介事業者（団体及び届出をして事業を行っている全ての募集情報等提供事業者）に対する要請

○求人メディア等※に対し、以下を要請・伝達 (R5.3)

※スポットワークの雇用仲介事業者も含む

・「闇バイト」など違法・有害な募集情報の掲載防止

求人掲載前に、業務の内容等の確認を十分に行い、不審な点があれば掲載拒否や保留等をした上で、警察や労働局に通報する

・掲載された「闇バイト」の募集情報の排除

掲載後も点検を実施し、「闇バイト」の募集情報を発見した場合、直ちに削除等の措置を取った上で、警察や労働局に通報すること

・「闇バイト」の募集情報を放置した場合は、職業安定法に基づく指導・監督の対象となり得ること

○昨今の闇バイト等に起因する強盗事件の発生を踏まえ、求人メディア等に対し、上記対応を改めて要請。あわせて、警察庁が整理した闇バイトの手口や事例を共有し、掲載防止への活用と、求職者への注意喚起を依頼。（R6.11）

厚労省における取組

○警察・求人メディア等と連携した「闇バイト」の募集情報の排除の徹底（R5.3～）

・求人メディア等から不審な募集情報の報告を受け、削除を確認するとともに、当該事案を警察と情報連携。当該求人メディア等には、チェック体制を聴き取り、再発防止のための措置の強化を要請・指導。

○求人メディアやスポットワーク事業者等への取組内容の確認と、これに応じた事前審査の徹底等の必要な指導の実施（R6.12～）

○厚生労働省におけるネットパトロールの実施（R5.3～）

・把握した「闇バイト」の募集情報について、別のサイトで同様の募集情報の掲載がないか、インターネット上を広くパトロール。
(結果、違法・有害な募集情報の掲載が確認された場合、求人メディア等に対し、当該募集情報の確認・削除を求める。)

○広告等を通じて求人等に関する情報を提供する際には募集主の氏名、業務内容等の6情報の記載が必要である旨を明確化（R6.12～）

職業安定法の関係条文

（求人等に関する情報の的確な表示）

第五条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（以下この条において「広告等」という。）により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報（第三項において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

② （略）

③ 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

九 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。